

連携中枢都市人材育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県央連携都市圏域ビジョンに基づき、次世代の人材育成を目的として、全国規模の大会の開催に向けた取組や、圏域の交流人口の創出や増加に資する取組に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、山口市に活動の本拠を有し、次に掲げる各種経済団体等とする。

- (1) 商工会議所法及び商工会法に基づき設置される団体の青年部組織
- (2) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき設置される団体の青年部組織
- (3) 中小企業等協同組合法に基づき設置される団体の青年部組織
- (4) おおむね45歳以下の会員で組織される法人格を有した団体であって、市長が特に認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、全国規模の大会の開催に向けた取組（補助対象者の全国各地の支部等の参加が見込まれ、山口市が開催地となる大会であって、当該大会の開催年度の前年までの最大5年間を対象とする。以下「全国大会誘致事業」という。）や、令和8年（2026年）の大型観光キャンペーン等の開催を見据え、地域資源を活用し、圏域の交流の促進につながる新たな事業（既存の事業であって、これに相当する新たな取組を行うものを含む。以下「交流人口創出事業」という。）とする。ただし、次に掲げる事業は対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業や営利法人が行う事業
- (2) 宗教的、政治的宣伝意図を持つと認められる事業
- (3) この要綱による補助金のほか、山口市から補助金等を受けている事業
- (4) その他、特に連携中枢都市人材育成事業として好ましくないと市長が認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次の経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費

- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 広告料
- (7) 委託料
- (8) 施設等使用料
- (9) 自動車・物品等借上料
- (10) 原材料費
- (11) 備品購入費
- (12) その他事業の実施のために直接必要とされる経費

(補助金額及び補助率)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、審査の結果に基づき補助対象経費（補助対象事業に入場料、参加料、補助金等の収入がある場合は、補助対象経費から控除する。）の2分の1以下の額とし、全国大会誘致事業は30万円、交流人口創出事業は20万円を上限とする。ただし、当該額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始する前に連携中枢都市人材育成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金額を決定し、補助金交付申請書を提出した者に対し、連携中枢都市人材育成事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(条件)

第7条の2 前条の補助金交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が定める次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) この要綱による補助を受けて作成する印刷物（チラシ、パンフレット、ポスター等）、ホームページ等には、原則として「山口ゆめ回廊」ロゴ

マークを表示すること。

(2) 前号のほか、市長が必要に応じて付す条件

(補助事業の内容の変更)

第8条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第6号)、事業変更計画書(様式第7号)、事業変更収支予算書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(指導等)

第10条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し必要な指導をするほか、帳簿その他の関係書類を調査し、又は関係者に質問することができる。

(事業の実績報告)

第11条 交付決定者は、補助に係る事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に連携中枢都市人材育成事業費補助金実績報告書(様式第10号)、に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)
- (2) 事業収支決算書(様式第12号)
- (3) 事業実績の分かる書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金額を確定し、交付決定者に連携中枢都市人材育成事業費補助金確定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金額の請求、交付)

第13条 交付決定者は、前条の通知を受けて補助金の交付を受けようとするときは、連携中枢都市人材育成事業費補助金精算(概算)払請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金

を交付するものとする。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、第7条の規定により決定した補助金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

(補助金交付の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の申請等の手続について虚偽の申告、不正の事実があった場合
- (2) 補助金を事業の目的以外に使用した場合

(補助金交付の返還)

第15条 交付決定者は、既に補助金の交付を受けている場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金額を市長が定める期限までに返還しなければならない。

- (1) 第13条第3項の場合において、概算払により交付された補助金額が、第12条の規定により確定した補助金額を超過する場合 当該超過額
- (2) 第14条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合 交付された補助金額のうち当該取り消された部分に相当する額

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。